

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第1回）
開催日時	平成26年5月13日（火曜日）午前10時15分から午前11時45分まで
開催場所	田無庁舎 庁議室
出席者	委員：横澤委員、岡本委員、長谷川委員、河野委員、海老澤委員、茶谷委員 説明員：企画部長、企画部企画政策課臨時給付金担当課長 事務局：総務部総務法規課長、法規文書係長、法規文書係主査、法規文書係主査、法規文書係主事
議題	個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）ほか
会議資料	1 諮問書（写） 2 臨時福祉給付金等資料 3 平成26年度西東京市個人情報保護審議会諮問予定案件
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

議題1 審議会会長の互選及び会長職務代理者の指名について審議し、審議会会長は横澤委員、会長職務代理者は岡本委員に決定した。

○会長：

それでは議題2 個人情報の収集及び目的外利用について審議する。事務局の説明を求める。

説明員：

臨時給付金並びに子育て世帯臨時特例給付金制度及び諮問事項について説明

○会長：

ただいまの説明に関し、質疑はあるか。

委員：

東京都等の外部機関から提供される個人情報は、市内の該当者分のみか。また、提供方法は、電子データと紙媒体のどちらを予定しているのか。

○説明員：

市内在住者の情報のみ提供を受ける。提供方法は、件数の多い年金受給情報はネットワークを用いた電子データで、他は紙媒体を予定している。

○委員：

ネットワークとは、専用回線か。

○説明員：

国民健康保険及び国民年金事務に使用している専用回線を利用する。

○委員：

支給事務に使用するシステムは、全国一律なのか。

○説明員：

市独自のシステムの導入を予定している。国からは、特に統一的なシステムは提供されない。児童手当事務等に使用している既存のシステムを活用するようにとの見解が示されている。

○委員：

対象者の把握の方法として、例えば子育て世帯臨時給付金の場合は、児童手当受給者のうち一定の所得以下の者を抽出して申請書を送るとのことか。

○説明員：

子育て世帯臨時給付金については、平成26年1月分児童手当受給者全員に申請書を送付し、所得情報の公簿確認の同意を取った上で、所得要件に該当するかを確認する。

臨時福祉給付金については、そもそも市民税非課税が支給要件となっているため、課税情報を事前に確認して非課税者を抽出し、非課税の確認通知書及び申請書を送付する予定である。

○委員：

非課税の確認通知書は、例年送っているものなのか。

○説明員：

お知らせの送付は、今年度に限り特別に実施するものであり、地方税法上の守秘義務に抵触しないための方策として国から示されたものである。お知らせの内容は、あくまでも非課税であることの確認的な意味合いだけで、非課税の証明又は非課税であることを決定する行政処分といった性格を持つものではない。

○委員：

諮問書6に記載された「申告懲憑」とは具体的には何か。

○説明員：

市・都民税未申告者に対し申告を促すため、毎年秋頃に市民税課が「未申告調査」として行っている申告懲憑のことである。未申告者全員が非課税になるとは限らないが、懲憑の際に給付金の申請書を同封することは差し支えないとの見解が、国から示されている。

○委員：

支給事務に必要な個人情報とは、諮問書の表1及び表2で全て網羅されているのか。審議後に漏れがあったと判明するようなことはないか。

○説明員：

全て網羅している。

○委員：

支給申請書の様式は、どのようなものか。

「申請書様式案を配布」

○説明員：

お配りしたものが国から示された申請書様式案である。市で使用する様式も、おおむね同じ形になる。裏面には、給付に必要な情報を市が公簿確認することの同意欄を設け、本人同意を得た上で必要な個人情報の確認を行う。

○委員：

諮問書の「収集、目的外利用をする個人情報の内容」の中で、何箇所か「等」という表記がなされているが、収集又は目的外利用する事項については、限定列挙とし、対象を明確にするのが原則ではないか。例えば、表1に「施設入所等児童等」との記載があるが、これらの「等」とは何を指すのか。

○説明員：

「施設入所等」については里親への措置が、「児童等」については障害を持った20歳未満の者が含まれることから、そのような表記としている。

○委員：

支給事務の実施には臨時職員を使うのか。

○説明員：

人材派遣会社から社員の派遣を受ける予定である。

○委員：

派遣社員に対する個人情報保護の啓発に関しては、どのように考えているのか。

○説明員：

業者選定の際に、個人情報保護について十分な対策を採ることができるかを確認する。また、派遣される者に対しては、研修等による啓発のほか、個人情報の持出禁止等について厳しく指導する。

○委員：

他の自治体でも、臨時職員による個人情報の漏えい事件が発生するなど、正規職員以外の者が個人情報を扱うことにより事故が発生するリスクが高まると考える。

事務局：

西東京市個人情報保護条例の規定により、業務委託先についても個人情報保護が義務付けられており、違反した場合は罰則の適用もある。

○委員：

社員を派遣する事業者は業務委託先かもしれないが、実際に派遣される社員は委託先とは言えないのではないか。派遣される者に対しても、個人情報保護の周知徹底を図る

べきである。

○会長：

それでは、委員だけで審議をするので説明員は退席するように。

・説明員退席

○会長：

今の説明で制度の概要は、理解できた。諮問事項については、承認することとしてよいと考える。

○委員：

先程述べたとおり、支給事務の過程において、派遣社員等による個人情報の取扱いに関し、細心の注意を払うようにしてもらいたい。

○会長：

審議会の附帯意見として答申で述べることにしたい。答申書については、案文を各委員に確認していただいた上で決定したいが、そのような取扱いでよろしいか。

各委員：

異議なし

○会長：

それでは本日の審議会は閉会とする。